

研究

### 大神惟基と海民佐伯是基

佐伯史談会会員  
福岡市在住 佐 脇 貫 一

#### ① 海部郡大領海部公

これまで豊後海人族と名付ける古代氏族の活動について述べてきたが、それでは豊後海人族の根拠地である南豊地域（海部郡・大野郡）に居住した諸氏族と海人族は、具体的にどのような関連をもっているのか。たとえば海部氏、佐伯氏・大神氏など、少なくとも古代・中世における郡司・荘官、あるいは名主としてこの地域の権力者になった氏族のことを考えてみたい。

前述したように、海部氏は豊後海人族の首長として、海部郡北部（大野川以南、丹生・佐井・佐加地域）を中心とする作りをした氏族であって、神武東征伝説に登場する瓊杵、つまり推根津彦は神武天皇に扈從して畿内に入り、大和政権が成立すると大倭（和）國造（政權所在地の長官）を命ぜられた。この所伝がどのような史実の反映であるかは別として、推根津彦を出した豊後海人族は、いわゆる豊後の海部として存在し、その首長（海部公）は早吸日女神の祭祀を主宰した。

日本書紀に、応神天皇五年八月、諸國に海人部を置いたという記事がある。海人部は海部と同じで、朝廷に海産物を貢納する品部をさす。この部曲を總括するものが

安曇部で、安曇連に支配された。しかし出雲族・吉備族・宗形族・尾張族・熊野族など、海部を持つている部族も多く、それらは吉備の海部、尾張の海部というように、出自した部族の名を付してよばれた。

海部の首長はおおむね海部皇であるいは海部首を称したが、豊後の海部公を称している。太田亮博士はこの海部公を出自未詳とされ、地方豪族の私称ではないかといわれている。たしかに海部公は、記紀にも、姓氏録にも記載されておらず、わずかに続日本紀の桓武天皇紀延暦四年の条に、海部郡大領海部公常山が民治の功によって、位階一級を進められた記事があるばかり、もつとも豊日志には「常山、久良麻呂子、尋為郡司、自是世居焉」という出典不詳の記述があつて、中央官吏の佐伯宿禰久良麻呂と地方豪族の海部公を結びつけているが、これは信じられない。

海部郡はすでに大化前代（七世紀前半）からあつたと思われるが、律令によつて改めて設置されたのは和銅年間（七〇八―七一四）で、早吸日女神の祭祀者として、海部の首長（郡主）であつた海部公が大領に任ぜられた。郡司の役定である郡家は丹生郷に置かれたらしいが、それはこの時代に築造されたと思われる古墳群が、丹生郷を中心に分布していることとわかる。

大領あるいは少領に任ぜられた地方豪族の郡司職は、たいがい終身、世襲であつて、海部公（海部氏）の郡司職もこの不文律によつて、ある時期まで世襲されたものと見られる。この体制は八世紀後半から十世紀前半まで、いわゆる律令制による田制が崩壊して、荘園化がはじまり、在地官僚の私墾田墾営や、豪農層の名主化が行なわれるまで続いた。

こうした在地権力の交代は、玖珠郡の清原氏、大野郡

の大神氏の興起に見られるが、海部郡、大分郡、直入郡などに勢力を扶植し、とくに佐伯地方と關係の深いのは大野郡の大神氏である。そこでまだ海部氏が海部郡大領として健在であったと思われる九世紀後半、大野郡大領となった大神氏について考えてみよう。

② 豊後國志と豊日志

さて大神氏については「大分県政史」に、「大野郡では寛平四年（八九二）豊後小大神朝臣良臣が任期を終って帰京する時、百姓がその善政を慕い、彼の子庶幾を留まることを官に願ひ出たので、許されて代々大野郡の大領になつたという」（豊後國志より）と記述してある。

この「豊後國志」は、岡藩の唐橋世済が門人の伊藤寛叔や田能村孝憲（竹田）等とともに、藩命によって編纂したものであるが（享和三年完成）、大神氏については「大神朝臣庶幾、大神朝臣良臣子、為大野郡大領」と記し、次のように論じている。

「余はひそかにこのように思っている。惟基はその祖先の余烈によつて、豪富強大となつたが、その子孫が蔓草の茂るようになつて、郷土の名山として人民が仰いでいる。姫無の神異を、大神氏の故事と混えて説き、民心を威服した。子損はこれを口実にして、その説を誇張したが、これが源平盛衰記にある。妖蛇がくと姦通する、という譚の因であらう。後世その一族はこの説をひいて家系を作り、才ことに姫岳の神孫であると思つており、大神氏の祖先に庶幾があることを知らない」（意訳）

この豊後國志の記述は「豊日志」によつたもので、豊日志には次のようである。

光孝天皇仁和二年、以外從五位下前肥前小大神朝臣良臣遷任豊後分、以有政跡令聞、三年特勅授從五位下、是也。又曰、五年二月任滿去職、百姓請留之、尋而再任。

寛平四年三月、太宰府言、豊後小大神朝臣良臣再任既滿、當去其職百姓惜慕、請留其子庶幾、許之。以庶幾為大野郡領、授外從六位下、遂世領焉。

前者は三代実録によつて記されたものらしいが、後者は出典が明らかでない。

③ 豊後小大神良臣

豊後小大神良臣の子庶幾が、父の任地に殘留して大野郡大領になつたという記録は、それを裏付ける史料がないが、當時の情勢としては裏にありそうなことである。仁和二年（八八六）二月、豊後分になつた大神良臣は、同年六月豊後守に任ぜられた源朝臣剌（仁明源氏、仁明天皇第九子源多の長子）の次官として、國府（大分市古國府）に在勤したが、任期四年間に亘る彼の善政は、その所管する大野郡民を教はせ、彼の再任を懇請させた。良臣が肥前分から豊後分に転じたのは仁和二年二月、しかも肥前分に任ぜられたのは仁和二年正月七日だったから、一か月前あまりで転任したことになる。

そのころ朝廷の官吏で、國司に任ぜられた者が地方下向を厭い、任國に赴かず京洛に留まつて、次官以下の在地官僚から現地の報告を聞くものが多かつた。これを選任の國司というが、時の帝崇孝天皇はこうした官吏の放恣な態度を戒めるため、仁和二年二月三日、左右大臣に命じて選任の外官（地方官）を摘發、その理由を糾したうえ、なお言を左右して赴任しない者四人を亂明、辭令をとりあげ降格した。このような事態を目前にした大神

良臣は、真摯廉直な官吏だったので、朝廷の意をうける  
と早々と任地に下ったが、おそらく当時の交通事情から  
九州に入ると、豊後介兼任の命に接したものだと思ふ。

仁和二年二月三日（癸丑）左右大臣奉勅。於左仗下、  
呂<sub>呂</sub>開<sub>呂</sub>拜除之後未赴任吏、摂津守従五位上多治真人藤善、  
伊勢守従五位上藤原朝臣継陰、甲斐守従五位下藤原朝  
臣当興、安房守正六位上当麻真人安氏、上総介従五位  
上小野朝臣国梁、隠岐守正六位上伴宿祢有世、紀伊守  
従五位下伴宿祢春雄、肥後守正五位下藤原朝臣時長、  
豊後守従五位下橘朝臣長茂、対馬守正六位上紀朝臣登  
業等不進発之状上。或誤察期、或謝依病淹留之由。

（三代実録卷四十九）

同年五月十八日（丙申）是日、勅。肥後守正五位下藤  
原朝臣時長、摂津守従五位上多治真人藤善、豊後守従  
五位下橘朝臣長茂、甲斐守従五位下藤原朝臣当興等四  
人、並降位一階。下知左右京職、追其告身。時長等拜  
官經年、不赴任國、仍有此勅断也。

（三代実録卷四十九）

この三代実録に記述されていよう、仁和二年五月  
十八日、豊後守橘長茂は遷任の故をもつて貶罰され、豊  
後守を免ぜられた上、位一階を降格された。長茂は仁和  
元年正月、任を受けながら一年を経過しても赴任しな  
かったのである。

仁和以前では、元慶三年（八七九）に藤原知泉が豊後守に  
任ぜられている。同四年五月、藤原統行は武蔵介の任を  
うけた。この統行の父散位従五位下藤原安主という人物  
は、元慶のはじめ豊後介となり任地であったが、任が着  
ちても帰京せず、落魄して豊後に住んでいた。京師にあ  
つた統行は（当時の風習で母氏の家に成人したものであろう）  
この年任官、従五位下武蔵介を拜したが、父安主が落魄

して豊後国にあり、帰京もできず放浪していると聞き、  
朝廷に奏請して武蔵介補任と辞退し、父安主を本官（従  
五位下豊後介）に復して、失意の生活から救ってもらい  
たいと訴えた。朝廷は統行の孝心を賞してこれを許した  
という。この挿話によつて元慶四年五月、藤原安主が豊  
後介となったことがわかるが、前豊後介であった安主が  
どうして帰京せず、豊後にどまつて落魄の生活をして  
いたかはおからない。だが当時の貴族にとつて、西海道  
の豊後は辺僻の地で、地方官として赴任すれば出世街道  
をふみ及はずおそれがあった。安主の任が満ちた元慶八  
年の翌年、仁和元年（八八五）正月、豊後守に補せられた橘  
長茂は、京師にとどまつて赴任せず、遷任の廉で貶罰さ  
れた。そして同時期に肥前介になつた大神良臣は、任地  
に着く前に豊後介に転任した。

仁和五年（八八九）二月、良臣は任満ちたが人民の懇請で  
豊後介に再任され、大野郡領の職を兼ねた。寛平四年（  
八九二）三月、再任の期満ちた良臣を、なお慕う人民たち  
は、良臣の長子殿鏡を請うて、大野郡領に補せられるよ  
う願ひ出た。これが大野郡大領になつた大神朝臣殿鏡で、  
豊後大神氏の始祖とされている。（豊日志・豊後国志の説）

④ 大神良臣は典型的な良吏

この大神殿鏡が実在の人物かどうかといふことについ  
ては論議しなればならない点が多いが、その父といわ  
れる豊後介大神良臣は、典型的な良吏であった。仁和三  
年三月一日、豊後介外従五位下であった良臣は、改めて  
従五位下を授けられたが、これは外位（令制で、郡司や地  
方出身者に授けられた位。後には中央、地方を問はず、一般  
に低い家柄の者に授けられた。大神良臣は大神朝臣ではある  
けれど、正式には大神真神田朝臣で、庶流支族の扱いを

うけた。)を内位(普通の位階、内階という)に進めても  
らったもので、良臣は祖考の功を訴えて、内官となるこ  
とを願ひ出ている。

仁和三年三月朔、授豊後公外従五位下大神朝臣良臣従  
五位下。先是、良臣向官披訴。淨御原天皇(天武天皇)  
壬申入伊勢之時、良臣高祖父三輪若子首為伊勢介、從  
軍有功。卒後贈汝小紫位。古之小紫位准從三位。然則  
子首子孫不可叙外位。於是、下外記而考索之。外記中  
明云、贈從三位大神朝臣高市磨、從四位上安麻呂、正  
五位上稻麻呂兄弟三人之後、皆叙内位。大神引田朝臣  
大神梯田朝臣、大神掃田朝臣、大神真神田朝臣等、遠  
祖雖同、冰別各異、不見應叙内位之由。加之、神皇五  
年以降、有格。諸氏先叙外位、後預内叙。良臣、姓大  
神真神田朝臣也。子首之後至于全雄、無預五位者、今  
請叙内品事非格肯。勅毀良臣及故兄全雄外位告身、特  
賜内階。(注告身二辭令書)

(三代實錄卷五十)

良臣の嘆願は外記局によつて却下されたが、良臣の功  
績を知つた光孝天皇はその願ひを入れ、勅して良臣と故  
兄全雄の外位辞令を破棄させて、とくに内位を賜わつた。  
それは藤原氏全盛の貴族社会、その朝廷の一隅に寥々た  
る大神氏の矜持を保とうとする良臣の努力であつた。良  
臣の子といわれる大神庶幾の位階は、外従六位下だが、  
これは郡司である。

### ⑤ 豊後大神氏の発祥

豊後国志の編著者が論じているように、豊後大神氏の  
流れを汲む緒方・佐伯・阿南・大津曾等の諸氏では、大  
神氏の始祖を惟基とし、祖母嶽(姫岳)大明神の神子と称  
している。これは大神氏の始祖である惟基が、父祖の業

跡を継いで、大野郡・直入郡・海部郡・大分郡を押領し、  
豊後国内の各莊園の實権を握つたが、中央から國府に差  
遣わされた國司(貴族)と対立することになつたので、人  
民に國司以上の權威を示すため、郷民に荒魂として仰が  
れている姫岳の神(健男霜凝日子神社)の神威をかり、  
自ら姫岳(祖母嶽)大明神の神子であると称したもので  
ある。

承和十年九月、豊後国无位健男霜凝日子並比咩神、无  
位早吸比咩神(他日畧)並奉授從五位下。

(續日本後記)

流布される大神姓系図のほとんどは、惟基を大神氏の  
始祖とし、祖母嶽大明神の神子、四徳田莊司の女花ノ木  
をその母としてゐる。そこで論者は、四徳田莊司を大神  
庶幾に比定し、庶幾の子である惟基が、貴族官吏以上の  
者になるため姫岳大明神の神威に大三輪族発祥の伝説を  
結びつけて、姫岳伝説をつくりあげ、惟基神胤説を宣伝  
したという。もっとも惟基五代の孫という緒方三郎惟基  
は、惟基に劣らぬ豪傑で、緒方の名を源平二氏の武族間  
に喧伝したから、姫岳伝説による惟基神胤説をつくつた  
のは、若しかすると惟基の仕業であるかも知れない。

ともあれ惟基の出自は、源平盛衰記や平家物語にとり  
あげられて、大神姓諸氏の系図作成に大きく寄与したが、  
大神姓系図には大野郡大領大神朝臣庶幾はまったくなく、  
四徳田莊司または堀川大納言(三甲井系図は兼基)が、惟基  
の外祖父になつてゐる。

このように豊後大神氏の発祥については、惟基神胤説  
をつくる姫岳伝説(大禰式伝説「大三輪伝説」)、あるいは大  
野郡大領大神庶幾始祖説があつて、先学はそのいづれか  
をとつたが、近年宇佐八幡宮史の研究が行なわれるよう  
になつて、宇佐八幡宮創祀期の大宮司であつた大神氏の

(以下20ページ下段以下)